

委員会提出議案第3号

東広島市議会委員会条例の一部改正について

東広島市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日

東広島市議会議長 乘 越 耕 司

東広島市議会委員会条例の一部を改正する条例

東広島市議会委員会条例（昭和49年東広島市条例第102号）の一部を次のように改正する

第2条第2項第1号中イを削り、ウをイとし、エからケまでをウからクまでとし、同項第3号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 地域振興部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

東広島市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の整備を行おうとするものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。